

日本中近世移行期における人夫動員方法の変化

小西匠(京都大学)

1. はじめに

1.1 研究の対象と意義

本研究は、日本の中近世移行期（15・16世紀）に人夫の動員方法がどのように変化したかを検討したものである。本報告での「人夫」とは、政治権力によって戦争・築城・防災のための労役に動員された村・町に暮らす百姓（≒民衆）を指し、この労役を「人夫役」と呼ぶ。

当該期は、日本では一般に「戦国時代」と称されるように、各地で戦乱が頻発しており、政治権力者たる戦国大名が各々の領国（＝地域支配圏）を形成した。戦国期の人夫役は、政治権力にとっては十分に運用することが体制存続の死活問題であった一方で、百姓らにとっては時に生命の危機をも伴う過酷な課役であった。つまり、両者は人夫役をめぐって常に緊張関係にあり、それゆえに人夫役は当時の政治・社会構造の分析を行うに優れた素材となる。

1.2 先行研究整理と課題

戦国期の人夫役は、権力論と村落論の両面から検討されている。権力論では、多くの論者が人夫役を題材に各戦国大名の地域支配に評価を与えてきた。村落論では、藤木久志が村の自律性に着目しながら、村落内での人夫役の様相を明らかにしてきた（藤木 1997）。また、稲葉継陽は近世にまで対象時期を延長して動員論理を究明した（稲葉 2009）。そして、両論を統合する試みとして、池上裕子は村落の変容を前提に権力による編成を論じた（池上 2012）。

ただし、前述の先行研究には2点の課題を指摘できる。1つ目は、人夫役を巨視的に捉え、中近世移行期の政治・社会の構造変化の中に位置付けられていない点である。日本の15・16世紀は、中世の政治・社会・経済の制度的基盤であった荘園制が解体され、新たな政治権力——戦国大名——による領国制が構築された過渡期と把握される。従来の研究は、政治権力と民衆の対立図式の中で捉え、両者の関係のみを追究してきた。しかし、近年に進展著しい室町期荘園制の研究¹（伊藤 2010）を受け、上記の二者に加えて寺社や公家といった荘園領主を位置付ける必要があろう。2つ目は、従来の研究対象地域が東国（関東甲信地方）に偏っていることである。それにより、稲葉継陽や池上裕子の研究では戦国期の北条領国（関東地方）と畿内近国（京都を中心とする近畿地方）が十分に弁別されず、一体のものとして論じられてきた。だが、戦国期東国地域が、後の統一政権の基盤となる畿内近国を規定したわけではない。むしろ、同一地域での前後の時代とのつながりを意識するべきである。

1.3 研究の視角

課題を受けた本研究の視角と方針を述べる。まず、依然として荘園領主の存在感が強かった室

¹ かつては中世後期の室町時代は荘園制の解体期もしくは緩慢な崩壊期とされてきたが、近年は中世後期においても荘園制が存続していたという積極的な評価が与えられている。

町末期（15世紀後半）と、彼らの地位が低下した戦国後期（16世紀中ごろ）を対比しながら論じる。また、時代の連続性を意識して中近世移行期における畿内近国の人夫役を体系的に分析する。なお、方針としては村落論で成果が蓄積された「家」論²との接合を図りつつ、権力論の視角から人夫役の変化を明らかにし、移行期の政治・社会の構造変化に迫りたい。

2. 室町末期（15世紀後半）の人夫動員方法

2.1 室町末期における人夫役の賦課・供出の実態

15世紀末の^{むろまちぼくふ}室町幕府による人夫役の^{ふか}賦課と、それに対する村落の百姓らの反応（^{きょうしゅつ}供出の有無）を探り、3章との比較の前提とする。方法としては、人夫役に関する室町^{ぶぎょうにんほうしよ}幕府奉行人奉書（当時の行政文書）を集積し、検討した。28通の文書に現れる賦課の特徴を分析すると、主なものとして、①荘園領主を通じた間接的な賦課、②共同体ごとの人数指定（100～500人、区切りの良い数）、③期日指定（3～8日後）、という特徴が見られた。ただし、これらはあくまで政治権力側からの一方的な行政命令であり、村落共同体が必ずしも従順に応じたわけではなかった。

そこで、供出の実態に目を向けると、^{えんとく}延徳三年（1491）のケースでは、計150人の指定がされていたにもかかわらず、村落側はこれを拒み、実際には60人しか供出しなかった³。このような例は他に5例確認された。つまり、当該期の村落共同体が人夫の供出拒否や減免要求を行うことはしばしばあり、政治権力側は人夫役の運用に苦労したことになる。

2.2 室町末期の荘園領主の役割

当該期の人夫役をめぐる賦課主体の幕府（権力）と供出主体の^{ざいち}在り地（村落）の関係は対立的であったが、そもそも直接交わること自体が少なかった。従来は看過されてきたが、室町期荘園制の下では、村落共同体の領主は寺社や公家（貴族）であり、幕府は間接的にしか人夫役の賦課を行えなかった。そこで、彼ら荘園領主層が果たした役割を見てみたい。

^{めいおう}明応二年（1493）、東寺領の村落に対して幕府から人夫が100人課された時には、東寺（＝荘園領主）が間に立って幕府に対して減免を願い出ることによって40人に減らすことに成功した⁴。一方で、村落側が無断で人夫役を拒否した場合はそのことを幕府に報告している。すなわち、当該期の荘園領主は幕府と村落共同体の媒介者としての役割を担っていたと言えよう。

2.3 室町末期の人夫役の特徴

室町末期の人夫役は、政治権力者からの命令であれ、村落の拒否や減免要求により、不徹底なものであった。このように人夫役の収取をめぐって権力者と村落共同体の関係は対立的であったが、荘園領主が緩衝材として機能することで、一応は人夫役の賦課―供出が遂行できていた。

しかしながら、戦国期に入ると急速に荘園領主の地位は低下し、荘園制は限界に達する。また、戦乱はより激化し、新たに台頭してきた戦国大名にとっては自らの生存競争のために人夫役の安定的な運用がより重要となる。その中で人夫動員方法はいかに変化したのであろうか。

² 日本の村落における永続的な「家」の成立が中世後期にあったとみなす議論（坂田1997）。

³ 『山科家礼記』延徳三年八月二十三日～二十六日の各日条。山科七郷に対する人夫役の賦課。

⁴ 「廿一口方評定引付」明応二年二月十日条・同十二日条（東寺百合文書ち函26）。

3. 戦国後期（16世紀中ごろ）の人夫動員方法

3.1 家並人夫役と「家」の成立

室町末期までの人夫役のあり方は天文年間（1532—1555）に入って大きく変化した。この時期の室町幕府の人夫役関係史料には特徴的な文言が見られる。天文十五年（1546）に推定される史料に、人夫役を「人別家次」として課すとある⁵。このように、当該期になって出現する「家次」「家並」は「家」ごとに1人の人夫を課するという意味である。つまり、2章で確認した室町末期（15世紀末）の人夫役では共同体単位で人数指定が行われていたが、戦国後期には「家」を賦課単位とした人夫役に変化したと考えられる。本報告では、これを家並人夫役と定義する。

戦国期に入り、「家」を賦課単位とする人夫役が成立した要因は主に2つある。1つ目は、政治的要因である。戦国期は戦乱が増加し、従来は京都に築城することがなかった足利将軍も身を守るために城を築くようになった。戦乱期ゆえに人夫の動員回数が増えていったことが家並人夫役に転換する直接的な契機であったと思われる。ただし、これだけでは「家」を賦課単位とする必然性が説明できていない。そこで、2つ目として社会史的要因を検討する必要がある。

1章の研究視角で触れたように、近年までの中世村落史研究では先祖祭祀などを行う永続的な「家」が中世後期に成立したと明らかになった（坂田1997）。また、都市研究においても同様の状況が指摘される（三枝2014・長崎2019）。そうした村・町の研究の中では、かつてより勝俣鎮夫が戦国期に村落内での労役を「家」ごとに課す「家役」の重要性に言及し（勝俣1996）、また藤木久志もそれが「家並」「家別」という文言で賦課されたと述べてきた（藤木1997）。要するに、中世後期の村落共同体では百姓の「家」（≒核家族的な家）が成立し、家役の賦課が始まっていたのである。一方で、政治権力はこうした村落内での構造変化に注目し、村落内の労役システムを吸収する形で家並人夫役を制度的に課すようになったと考えられる。

3.2 家並人夫役の展開と他の変化

天文年間に始まった家並人夫役は、畿内近国では権力間を超えて三好氏や六角氏など幾つかの戦国大名にも見られた。また、これらの大名家や室町幕府を滅ぼして後に統一政権に飛躍する織田氏も家並人夫役を継承した⁶。これは政治権力が基盤とした当該地域の村落において、若干の差異はあるものの、基本的には「家」と家役が成立していたことによるであろう。

なお、戦国後期（16世紀中ごろ）の人夫役には賦課単位の他にも変化が見られた。かつては荘園領主が用意した普請作事（工事）のための道具は、戦国期になると百姓らに持参が義務付けられた（脚注5・6）。また、日時指定については、室町末期は3—8日後であったが、「明日」「明後日」（脚注6）なども見え、全体的に早期化した。前者は戦乱による動員の増強、後者は戦乱による切迫感がそれぞれ背景にあったと推測される。そして、両者共に荘園領主の地位低下が影響している。特に後者に関しては、室町末期における数日の猶予期間は荘園領主が村落と権力との間に入って減免交渉を行っていた時間であり、それが早期化したことは権力による人夫役の強制性がより高まったと評価できる。

⁵（天文十五年カ）十一月四日付、室町幕府奉行人奉書（東寺百合文書函181）。

⁶天正二年（1574）六月六日付、平方名主百姓中宛判物（『豊臣秀吉文書集一』88号）。

3.3 戦国後期の人夫役の特徴

戦国期の人夫役の特徴は、「家」を賦課単位とした家並人夫役が成立し、展開した。この人夫役は在地の村落において行われていた家役の慣習を政治権力が吸収し、制度化したものであった。また、戦乱の影響を受けて道具持参の指令や日時指定の早期化が見られ、人夫役そのものも強化された。つまり、家並人夫役は荘園制が解体され、戦国大名が自らの領地（領国）を形成していく過程で出現し、村落への賦課を強化する役割を果たしたのである。

なお、家並人夫役の賦課が前後に確認される永禄三年（1560）には家数調査が行われ、「家並」での供出を確実化させる政策が採られた⁷。これは後に近世初頭（16世紀末～17世紀初）の家数人数調査と家並帳作成という人・家支配の基本台帳につながる萌芽でもあった。

4. まとめと今後の課題

本報告では、中近世移行期（15・16世紀）における人夫役の変化を、「家」や家役の成立といった社会構造の変容に着目しながら、いかに政治権力が制度化したかを検討した。とりわけ、荘園制の解体によって室町末期までは荘園領主が担っていた媒介者の役割が失われ、戦国期には領国制への移行の中で家並人夫役が始まり、政治権力が村落に対する圧を強めた。以上から、政治制度としての人夫役の変革は社会構造の変化に規定されたと考えられる。

今後の課題としては、本研究では具体的な動員方法の実態解明に主眼を置いたことで、権力者の動員論理（動員イデオロギー）や民衆意識を十分に検討できなかったことが挙げられる。政治権力や共同体による民衆の編成・動員という問題は人類社会に広く見られる問題であるがゆえ、動員論理（イデオロギー的次元）と動員方法（政策的次元）の関係性、あるいはイデオロギー操作による民衆意識の変化という問題に対して鋭い考察ができると、人文科学としてより意義のある成果を社会に還元できると思われる。本研究を権力論として一層深めていく必要がある。

参考文献

- 池上裕子(2012)『日本中近世移行期論』（校倉書房、2012年）
伊藤俊一(2010)『室町期荘園制の研究』（塙書房、2010年）
稲葉継陽(2009)『日本近世社会形成史論——戦国時代論の射程』（校倉書房、2009年）
勝俣鎮夫(1996)『戦国時代論』（岩波書店、1996年）
坂田聡(1997)『日本中世の氏・家・村』（校倉書房、1997年）
長崎健吾(2019)「戦国期京都における都市民の社会的結合と「家」」（『史学雑誌』128編—9号、2019年）
藤木久志(1997)『村と領主の戦国世界』（東京大学出版会、1997年）
三枝暁子(2014)「「町」共同体をめぐる」（『歴史科学』218号、2014年）

⁷ 『目代日記』永禄三年二月二十二日条。